

「会計の透明性・信頼性の向上策」の策定と 学会の影響について

杉 本 徳 栄

要 旨

立法化後最初の全面改正となる「株式会社の外部監査に関する法律」を含む、今般の韓国における金融改革の一環である「会計改革・先進化3法」は、「会計の透明性および信頼性の向上のための総合政策」を基礎としている。また、この総合政策の原案は、韓国会計学会（KAA）が取りまとめた「会計の透明性の向上のための会計制度改善策」である。「会計改革・先進化3法」の立法化ないし規制措置に対するアカデミアを代表する学会の影響力を窺い知ることができる。「会計改革・先進化3法」の基礎をなす総合政策の実態を明らかにすることで、会計不正や監査の失敗に関わる問題とその打開策のあり方と方向性が浮かび上がる。

はじめに

会計の透明性の確保を目的とした、韓国の「株式会社の外部監査に関する法律」の全面改正案、「公認会計士法」と「資本市場と金融投資業に関する法律」（資本市場法）の改正案からなる、いわゆる「会計改革・先進化3法」が、2017年9月28日に国会本会議を通過し、同年10月31日に公表された。会計基準の根拠法でもある「株式会社の外部監査に関する法律」は、1981年の施行以降、最初の全面改正である。

いわゆる「会計改革・先進化3法」は、企業、会計監査人および政府（規制当局ないし監督当局）に関わるもので、一部の条項を除いて、公表後1年が経過する2018年11月1日に施行予定である。

今般の大規模な「会計改革・先進化3法」の立法化ないし規制措置には、どのような背景があり、またいかなる内容や性格を帯びたものなのだろうか。この問題意識を解明するための糸口として、金融委員会・金融監督院が2017年4月17日に最終確定し、公表した「会計の透明性および信頼性の向上のための総合対策」（金融委員会・金融監督院 [2017b]）がある。この総合対策をもとに、金融改革としての会計・監査に関わる一連の立法化ないし規制措置に向けた取組みが行なわれてきている。

実のところ、この総合対策は、2013年以降の企業や会計監査人による一連の、かつ、大規模な会計不正（企業による粉飾会計（粉飾決算）と会計法人による監査における不正）に対応したものであり、企業、会計監査人および監督当局の3者に対するものである。

本稿では、こうした韓国における会計不正や監査の失敗の問題をもとに、今般の「会計改革・先進化3法」の立法化ないし規制措置に向けた基礎をなす「会計の透明性および信頼性の向上のための総合対策」の取りまとめの経緯をはじめ、この総合対策による規制措置に向けた基本的な考え方やその方向性などについて紐解いてみたい。これにより、会計の透明性の確保を目的とした「会計改革・先進化3法」の立法化ないし規制措置に対するアカデミアを代表する学会の影響力が明らかになる。

I 「金融改革の5大重点課題」

2017年の新年を迎えて間もなく、韓国では「会計の透明性・信頼性の向上策」が、2017年度の「金融改革の5大重点課題」の1つに掲げられた。

韓国の中央行政機関である金融委員会は、2017年1月12日のブリーフィング（記者会見）を通じて、韓国の金融の競争力を高め、国民が金融改革を実感できるように「金融改革の5大重点課題」を推進する計画であることを発表した（金融委員会 [2017b]）。「金融改革の5大重点課題」とは、「信託業制度の全面改編」、「フィンテックの2段階発展策」、「保険業の競争力強化策」、「金融持株会社の競争力強化策」および「会計の透明性・信頼性の向上策」である。これら5大重点課題の主な内容とその推進計画は、図表1のとおりである。

図表1 金融改革の5大重点課題（要約）

課題名	主な内容	推進計画
信託業制度の全面改編	<ul style="list-style-type: none"> ・【参入規制の整備】 多様なカスタマイズされたサービスを提供するために、信託専門法人、法務法人などの新たなプレーヤーの参入促進 ・【運用弾力性の拡大】 生前・遺言信託、流動化信託などの新たなニーズに対応した受託財産の範囲を大幅拡大 ・【需要者のアクセシビリティ・ユーザビリティ】 長期財産管理信託などについては、広告規制の緩和、制限された非対面契約・指示を許可 	(2017年10月) 信託業法制定案の国会提出
フィンテックの2段階発展策	<ul style="list-style-type: none"> ・【3つの主な課題】 金融規制のテストベッド、ブロックチェーン、ビッグデータに重点を置き、遅滞なく推進 ・【支援体制】 フィンテック支援センターの機 	(2017年第1四半期) 2段階によるフィンテック発展ロードマップの発表

	能強化、官民協力ネットワークの構築など、総合的なフィンテック支援体制の構築	
保険業の競争力強化策	<ul style="list-style-type: none"> ・《保険会社の能力強化》 損害保険会社の事故リスク、料率評価、産出能力の強化、過度な再保険依存構造の改善 ・《販売終了保険》 航空会社の旅行者保険販売を認めるなど、保障内容が単純な少額保険に加入する利便性の向上 ・《傳貰（チョンセ）保障保険》 借借人が賃貸人の同意なしに傳貰補償保険に加入できるように保証料率も引き下げ 	(年内) 施行令、監督規定の改正等による制度整備の推進
金融持株会社の競争力強化策	<ul style="list-style-type: none"> ・《事前規制の廃止》 従業員の兼職および子会社間の業務委託の事前承認、報告を事後報告に切り替え ・《顧客情報の共有》 営業目的の顧客情報の共有を認め、管理強化のために厳格な事前・事後責任の賦課 ・《運営方式の改善》 IT・広報・購買などのバックオフィス業務担当の子会社を通じた業務統合運営を認める → コスト削減シナジーの拡大 	(年内) 法令改正および模範規準の制定推進
会計の透明性・信頼性の向上策	<ul style="list-style-type: none"> ・《会計監査人の独立性の向上》 粉飾会計の発生時に影響が大きい、あるいは、粉飾を起ししやすい企業等に対する受任の自由の制限 ・《利益相反の防止》 会計監査対象会社への監査以外のサービス提供の禁止対象を国際的基準と同じ水準に拡大 ・《会計不正の制裁強化》 会計不正（粉飾会計・監査における不正）に対する制裁水準を大幅引き上げ（例：10年以下の懲役など） 	(2017年1月) 会計の透明性・信頼性を向上するための総合対策の発表

引用者注：保険業の競争力強化策にみられる「傳貰（チョンセ）」とは、賃貸契約時に保証金を支払い、毎月の家賃は支払わない韓国の家賃制度をいう。賃貸人にとって、この保証金の運用益が家賃収入に代わるものとなり、契約終了時に、賃貸人は賃借人に当該保証金を返金する。

出所：金融委員会 [2017b], p. 2。

そもそもこのブリーフィングは、5つの関係省庁・機関（企画財政部、産業通商資源部、国土交通部、公正取引委員会および金融委員会）が、大統領権限の代理主宰により、2017年1月5日に「強い経済」のテーマのもとで行なった「2017年度合同業務計画報告」を踏まえたものである。この合同業務計画報告において、金融委員会は、金融市場のリスク要因の管理、国民生活の安定と経済活力の向上のために、金融委員会の役割の強化に重点を置いた報告を行なっている。ここで金融委員会の役割の強化とは、①金融市場の安定のための努力を徹底的に行ない、家計負債など潜在リスクに専制的に対応、②金融弱者階層（庶民、中小企業などの脆弱な階層）に対する金融支援の強化を通じた国民生活の安定に総力、③金融の実物経済支援を大幅に拡充し、金融改革を通じた金融業の競争力の向上、の3つである（金融委員会 [2017a], p. 11）。

第1回のブリーフィングに続いて、金融委員会は、矢継ぎ早に5回にわたって「2017年度合同業務計画報告」に関わる施策のブリーフィングを行なっている。家計負債の管理策（1月13日）、金融弱者階層に対する支援強化策（1月16日）、実物経済支援（1月17日）、資本市場改革（1月17日）に関わる各ブリーフィングを通じて、それぞれ業務計画の詳細な内容を発表してきた。

このうち、資本市場改革に関わるブリーフィングにおいて、「会計制度の改編策の策定」が、2017年度の新規推進課題の1つとして盛り込まれている。このブリーフィングで示された「会計制度の改編策の策定」は、重点推進分野2「企業経営の透明性の確保」に関わるもので、「会計情報の透明性と信頼性を高めるために、選任から監督・制裁に至る外部監査のすべてのプロセスを包括する総合対策を策定」（金融委員会 [2017c], p. 8 and p. 10) するというものであった。

より詳細な総合対策案は1月中に発表するとしており、その予告通り、金融委員会・金融監督院は、「会計の透明性および信頼性の向上のための総合対策（案）」（2017年1月20日）（金融委員会・金融監督院 [2017a]）を取りまとめて公表した。この総合対策に関わる一連の規制措置こそ、2013年以降社会問題となり、深刻化していた会計不正（企業による粉飾会計（粉飾決算）や会計法人による監査における不正）に対するものである。

II 会計制度の根本的な改編を必要とする背景

今般の金融改革の一環として、「会計の透明性・信頼性の向上策」が5大重点課題の1つとされたのは、金融委員会・金融監督院による韓国の企業会計制度の現状認識とその評価について語った次の言葉に集約されている（金融委員会・金融監督院 [2017a], p. 1）。

◇ 会計の透明性のための制度的枠組みが現実には十分に機能しておらず、改革水準の補完が必要

「改革水準の補完」とは「政策の処方箋」が必要であることを示すものである。

こうした韓国の企業会計制度の現状認識となった背景には、国際評価機関などによる韓国の会計の透明性と信頼性の低下の指摘に加えて、なによりも、2013年以降に発生した会計不正（企業による粉飾会計（粉飾決算）と会計法人による監査における不正）などがある。

前者の背景は、韓国での国際財務報告基準（IFRSs）導入時にも注目されたように、国際競争力のランキングに関わるものである（杉本 [2011] 参照）。

たとえば、スイスの国際経営開発研究所（IMD）の『世界競争力年鑑』（World

Competitiveness Year Book) による国際競争力の評価のなかで、会計の透明性 (Accounting Transparency) の国際順位は、2016年に韓国が最下位 (調査対象の61カ国中61位) になった。また、世界経済フォーラム (WEF) による国や経済の競争力を測定した「国際競争力 (国家の生産力水準) 指数」 (Global Competitiveness Index) の評価でも、韓国は26位 (総合スコア4.99) であった (韓国公認会計士会 (KICPA) はIMDとWEFに対して主観的な評価方法を改善すべきとの要請を行なったこともある)。こうした順位は、企業を調査対象とした結果によるものであり、言い換えれば、企業関係者が自ら不透明な会計管理を容認していることを物語るものでもあると痛烈に批判された (金融委員会・金融監督院 [2017a], p. 1)。

また、後者の背景としての会計不正とは、主として大宇建設、Moneual (モニユエル)、大宇造船海洋などによるものである。これらの会計不正は、おおよそ次のように整理できる (『한겨레』 [2014], 『Chosun Biz』 [2015], 『연합뉴스』 [2016]などを参照)。

1 大宇建設の会計不正

大宇建設の粉飾会計の発覚は、内部告発による。金融監督院がその事実関係を見極めるために、2013年12月に会計監理に着手することで表面化した会計不正である。

内部告発によれば、大宇建設の粉飾規模は1兆4,000億ウォンとされていたが、金融監督院の調査・監理の結果は2,450億ウォンであった。その後、証券先物委員会は金融監督院が保留した項目の一部も粉飾会計とみなし、最終的な粉飾規模は3,896億ウォンであった。

大宇建設の粉飾会計の多くは、工事損失引当金の過少計上によるものである。

粉飾規模が最終確定したことを受けて、証券先物委員会は、大宇建設に対して会計処理基準違反で課徴金20億ウォンと会計監査人の指定措置を命じている。また、会計監査人を務めた三逸^{サミル}会計法人に対して課徴金10億6,000万ウォン、損害賠償の共同基金追加積立て、大宇建設の監査業務制限措置を命じるとともに、当該会計法人の公認会計士に対して上場企業の監査制限、指定会社監査業務の制限、大宇建設の監査制限などの措置を下した。

なお、大宇建設には4大河川裏金工作疑惑もあった。

2 Moneualの会計不正

ロボット掃除機などの中堅家電メーカーのMoneualは、2013年度に1兆ウォンの売上高を達成したという。当社の売上高の約80%は海外輸出によるものであるが、その実態は売上高の過大計上という虚偽 (80~90%の過大計上) によるもので、実際の売上高は300億ウォンに過ぎなかった。売掛債権の早期資金化を可能にする売掛債権ファクタリング

(Factoring) の手法を悪用し、偽造して膨らませた輸出債権を国内の金融機関に売却し、輸出代金を事前に受け取る形で約3兆2,000億ウォンの詐欺融資をはたらいた。

Moneual の粉飾会計によって10行以上の金融機関が被る損失額は、6,768億ウォンあまりとされた。

ソウル中央地裁は、2015年10月16日、Moneual の粉飾会計が「資本主義の市場経済秩序の根幹をなす金融システムに対する社会一般の信頼を深刻に毀損した事件」であり、「国家の経済発展を図るための政策的な観点からも信頼をもとに提供される貿易保険制度、輸出保険制度を委縮させるリスクをもたらし」として、関税法違反、特定経済犯罪加重処罰法上の詐欺、財産国外逃避、贈賄容疑で起訴された当社代表に、懲役23年、罰金1億ウォン、追徴金361億8,000万ウォンの判決を言い渡している。

3 大宇造船海洋の会計不正

船舶受注台数世界1位を誇ったこともある大宇造船海洋（2000年10月創立。前身は大宇造船工業）が、受注した船舶の工事進捗率を操作するなど、5兆ウォン以上もの粉飾を行なうとともに、いわゆる二重帳簿で管理してきた。加えて、2010年から会計監査人を務めた国内第2位のデロイト・アンジン^{アーンジン}安進会計法人は、この粉飾決算を黙認して適正意見を表明し続け、粉飾会計の疑惑が浮上するや大宇造船海洋に財務諸表の修正を求めた。これについては、検察腐敗犯罪特別チームが、公認会計士法違反などの容疑で当該会計法人の公認会計士への拘束令状を請求している。また、金融監督院が事実関係を求めたものの、大宇造船海洋は消極的態度を取ってきた。

この大宇造船海洋の粉飾会計は、会計監査人による監査における不正、造船業をはじめとした受注産業における工事進捗率による利益操作や不況期のビッグバス（Big Bath）効果の問題などをもたらした。STX 造船海洋が資本不足に陥ったように、造船不況は構造的な問題を抱えている。

III 会計不正による問題点と改善方向

こうした一連の会計不正は、責任論の拡大をもたらした。企業、会計監査人および監督当局の3者について浮かび上がった問題点には、次のものがある（金融委員会 [2017b], p. 2）。

◆企業

経営者の粉飾会計に対する責任意識が全体的に希薄で、認識を抜本的に転換するための内部統制機能を強化しなければならないこと

- ・外部監査を単純にコストでのみ認識し、監査の品質よりも低い手数料を提示する会計法人を選択する傾向にあること
- ・外部監査人に監査資料の提供も非協力的であること

◆会計監査人

会計監査人の消極的な監査の姿勢を引き起こす監査環境にあり、独立した監査環境作りを通じた監査の品質向上を図らなければならないこと

- ・自由選任制のもとで熾烈な受注競争と低価格受注のために監査の品質が低下しており、独立性の不足が原因で会計監査人が企業の顔色を窺う構造にあること
- ・企業の非協力的な外部監査を受ける姿勢に対し、意見拒絶などの決断力のある監査意見の表明で対応するよりも甲乙関係の論理で正当化され、会計業界の自主規制・浄化機能がまったく発揮されないこと

引用者注：甲乙関係の論理とは、甲は権力側の無理難題のゴリ押しや暴挙を、乙は被支配側のそれらを受けることを意味する。また、会計監査人の自由選任制の詳細については後述する。

◆監督当局

会計不正に対する監視・監督機能に限界があり、監督権限を強化するとともに、制裁水準も大幅に引き上げなければならないこと

- ・莫大な数の会計不正に対する制裁水準が低く、警戒心を誘導するには不十分であること
- ・監理人材不足で監理の周期が過度に長くなり（上場会社で約25年周期）、企業・会計監査人による会計不正を摘発する可能性が低いこと

こうした問題点を克服するためには、企業には「根本的な認識転換のための内部統制機能の強化が必要」であり、会計監査人には「独立した監査環境の構築を通じた監査の品質の向上を図」り、また、監督当局には「監督権限を強化し、制裁水準も大幅に引き上げることが必要」だとしたのである（金融委員会・金融監督院 [2017a], p. 2）。

金融委員会がすでに2017年1月12日に公表した2017年業務計画詳細ブリーフィング資料①の「金融改革の主たる推進課題」（2017年1月12日）によれば、その第5の推進課題である「会計の透明性・信頼性の向上策」として、次の5つを示していた（金融委員会 [2017c], pp. 20-21）。

- ①選任……会計監査人の独立性を向上できるように選任制度を大幅に改編
- ②内部統制……企業自ら会計処理の手続き・方式の適正性を管理・点検・確認する「内部会計管理制度」〔内部統制報告制度：引用者〕の実効性を強化
- ③会計監査……上場会社の外部監査人である会計法人に対して品質管理の点検後に不正がある場合、上場企業の監査を禁止
- ④利益相反の防止……会計監査対象企業に対する監査以外のサービスの提供禁止対象を国際的基準と同じ水準に拡大
- ⑤監督・制裁……会計不正に対する事後的監督・制裁機能の強化

企業、会計監査人および監督当局の三者三様の問題を総合的に検討し、韓国の会計の透明性問題について取り組むために、金融委員会が2016年8月に編成したのが「会計制度改革タスクフォース」である。

IV 「総合対策」取りまとめの原案—韓国会計学会の委託研究報告書

「会計制度改革タスクフォース」は、韓国上場会社協議会、KOSDAQ協議会、韓国公認会計士会、金融委員会・金融監督院、会計・法律の学識者で構成され、2016年8月17日から協議を開始している。

一連の協議の結果である今般の「総合対策」が公表されるまでを振り返ると、当該「総合対策（案）」の原案をなしたのは、韓国会計学会（KAA）が2016年12月に取りまとめた「会計の透明性の向上のための会計制度改革策」（韓国会計学会 [2016]）である。金融委員会・金融監督院による「総合対策（案）」は、この「会計の透明性の向上のための会計制度改革策」をもとに、公聴会やシンポジウムを通じた意見聴取とともに、金融発展審議会や金融改革推進委員会などで制度改革策を議論したうえでまとめられて公表されたものである。

1 委託研究の主な検討課題

「会計制度改革タスクフォース」による検討作業の一環として、韓国公認会計士会と産業界は、企業・監査・監督の3つの分野別による体系的な改善策の策定に向けた研究を韓国会計学会に委託した（2016年8月～12月；責任研究員：宋寅萬（成均館大学校）・黄仁泰（中央大学校））。この委託研究は、新たな制度設計ではなく、むしろ既存の制度をいかに適切に運用して改善するかというスタンスを取っている。

韓国会計学会への委託研究の主な検討課題は、次のとおりであった（金融委員会 [2016], 付録, p.3）。

◆企業分野

- ・企業による任意の会計処理の可能性の最小化策
- ・内部監査の機能、役割、責任の強化策
- ・内部会計管理制度の実効性の確保策
- ・企業経営者による認識の転換策
- ・その他粉飾会計の再発防止策

◆監査分野

- ・会計監査人の独立性の確保策（会計監査人の選任、監査環境など）

- ・ 監査業務と監査以外の業務間のバランスの確保策
- ・ 監査プロセスの改善策
- ・ 会計監査人の責任強化策（「監査上の主要な事項」（KAM）など）
- ・ その他監査における不正の最小化策

◆監督分野

- ・ 現行の監理制度の問題点と改善策
- ・ 粉飾会計・監査における不正の制裁水準および方式の改善策
- ・ 会計監督システムの改善策
- ・ 開示などの市場機能を通じた監視強化策

◆その他のテーマ

- ・ 国際的な会計の信頼性の向上策
- ・ 会計業界の中長期的発展策

このうち監査分野において、会計監査人の責任強化策として「監査上の主要な事項」（KAM）が例示されている。これは、国際会計士連盟（IFAC）の国際監査・保証基準審議会（IAASB）が2009年からの監査報告書プロジェクトを通じて公表した、ISA 第701号「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」（Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor's Report）に関わるものである。

「監査上の主要な事項」とは、会計監査人が企業経営者（統治責任者）にコミュニケーションを行なった事項から選択され、当該事業年度の財務諸表監査において会計監査人の職業的専門家としての判断によって最も重要であると判断された事項をいう。ISA に準拠して実施される上場企業の財務諸表監査に対しては、この監査報告書における「監査上の主要な事項」のコミュニケーションが要求されている。そのため、監査報告書において「監査上の主要な事項」の性質に関する説明の文言を記載することにより、実施した監査に関する透明性の向上という期待効果を寄せているのである。

韓国の受注産業では、会計期間にわたって損益認識する過程で多くの見積りを伴うため、恣意的な会計処理を少なくする目的からすでに「監査上の主要な事項」の記載を導入済みである。

2 「会計の透明性の向上のための会計制度改善策」による3つの分野の改善策

韓国会計学会が取りまとめた「会計の透明性の向上のための会計制度改善策」は全体で270頁に及ぶ。この委託研究報告書によれば、企業、監査、監督の3つの分野別の検討課題に対して、以下のような改善策を示している。

(1) 企業分野の改善策

企業分野では5つの改善策が提示された（韓国会計学会 [2016], pp. 25-79）。

第一は「内部会計管理制度の実効性の向上」に関わるもので、4つの改善・補完策を掲げている。すなわち、①内部会計管理制度の監理・運営責任および報告義務者の改善等、②連結実体中心の内部会計管理制度の導入、③内部会計管理制度に対する外部監査人の認証水準の強化および④内部会計管理制度模範基準の整備である。

第二はガバナンスに関わるもので、一連の会計不正で監査役または監査委員会の役割が十全に果たされていないため、監査役または監査委員会の独立性と専門性への信頼が低いと分析した。そこで、「監査委員会制度の実効性の向上」を図るために、①経営者の不正行為に対する監査委員会の独立した調査および報告手続きの改善、②外部監査人とのコミュニケーションの開示の義務化および③監査役（監査委員会）の資格要件の強化という3つの改善策を掲げている。

決算報告期限と決算月の集中は、財務報告の品質を担保する制約にもなりうる。この点は、会計監査人に対するアンケート調査などからも裏付けられており、第三に「決算報告期限および決算日の12月集中問題の改善」を図る必要性を説いている。その改善策として、①事業報告書提出期限の延長、②事業報告書提出制度の改善および③決算日分散の誘導を掲げる。

第四は「会計不正に対する内部告発の活性化案」を説く。たとえば、会計不正の内部告発に対する褒賞金額の引き上げや、会計不正を働いた企業に対する課徴金の一部を内部告発者に支払う案などで、内部告発の活性化を促すとしている。

会計不正を行なった企業や経営者に対する制裁などはこれまでも強化してきたが、先進国での制裁に比べると不十分な側面があるとして、第五に「粉飾会計企業および経営者に対する制裁の強化」を謳っている。その具体的な改善策は、①懲罰による損害賠償概念導入の検討、②粉飾会計に責任のある上場企業役員の再就職制限および③経営者に対する報酬返還制の導入である。

(2) 監査分野の改善策

端的に言えば、監査分野の改善策は外部監査人の独立性の改善策である。この外部監査人の独立性が強く主張されるのは、韓国では会計法人間のクライアント獲得競争による監査報酬の低さと、その結果でもある監査投入時間の減少に伴う監査の品質の低下という問題を抱えているからである。また、外部監査人の選任権と監査報酬の決定権は企業の経営者や最高財務責任者（CFO）が掌握していることも、企業と会計監査人との間に独特な「甲乙関係」（権力側（甲）の無理難題のゴリ押しや暴挙を、被支配側（乙）がそれらを受けること）をもたらしている。

こうした問題や関係などを解消すべく、韓国会計学会の委託研究報告書では、とくに

「会計監査人の選任制度」と「監査報酬制度の改善」を取りまとめ、具体的な改善案を提示したことに特徴がある（韓国会計学会 [2016], pp. 107-119）。

会計監査人の選任制度については、3つの案を提示した。すなわち、①第1案：混合選任制（上場企業について、会計監査人を9年間自由選任した後、3年間指定監査）、②第2案：共同選任制（6年間自由選任した後、1年は企業が追加選定した会計法人が従来の会計監査人と共同監査（Joint-Audit. Dual Auditing））および③第3案：会計監査人指定の拡大（自由選任を原則、指定事由を拡大）である。

監査報酬制度の改善についても、2つの案を示した。①第1案：最低監査投入時間の規定化と②第2案：最低時間当たり監査報酬の規定化である。前者は、最低監査投入時間を通じた監査の品質の向上を、また後者は、最低監査報酬の維持を通じた監査の品質の向上を図るとするものである。

ちなみに、主要業種の企業規模ごとの標準監査投入時間は、図表2のとおりである（韓国公認会計士会は、2011年から標準監査投入時間を推定して会計監査人に提供している）。

図表2 標準監査投入時間例（上場会社）

（単位：時間）

規模*	製造業	サービス業	建設業	金融	卸売業
120億ウォン	860	850	950	1,100	950
250億ウォン	1,040	1,020	1,160	1,280	1,140
500億ウォン	1,260	1,230	1,400	1,540	1,370
1,000億ウォン	1,520	1,490	1,690	1,860	1,650
2,500億ウォン	1,950	1,910	2,160	2,380	2,120
5,000億ウォン	2,750	2,300	2,610	2,880	2,560
1兆ウォン	3,830	3,130	4,300	3,130	3,650
2兆5,000億ウォン	8,250	5,610	9,380	3,890	6,930
5兆ウォン	11,200	7,620	12,730	5,280	9,400

* 規模は（資産＋売上高）／2により算定。金融は資産と営業収益を8：2で加重平均。

出所：金融委員会・金融監督院 [2017a], p. 26.

これら以外にも、監査の分野では、「監査以外の業務の提供」、「監査環境の改善」、「会計監査人の責任強化」に関わる改善策を示している。

(3) 監督分野の改善策

監督当局による監督制度は、企業に対する監督と会計監査人に対する監督からなるが、現状分析の結果、その多くが改善を必要とするとした。とくに、①事前監督制度（品質管理の監理制度）、②事後監督制度（財務諸表および監査報告書の監理制度）、③独立会計監督機構の3つについて現行の監督制度を分析し、それぞれ改善策を提示した（韓国会計学会 [2016], pp. 152-244）。

たとえば、事前監督制度については、品質管理の監理を強化する短期改善策として、品

質管理の構築と運営の基準の明確化、品質管理の監理範囲の拡大、品質管理の監理結果の公開などを掲げている。また、現行の品質管理の監理制度以外に、中期改善策として、会計監査人の認証制や会計監査人の登録制などを提案している。

V 「会計の透明性および信頼性の向上のための総合対策」における改善策

1 最終確定した「総合対策」

そもそも、今般の「会計の透明性および信頼性の向上のための総合対策（案）」は、「経営の透明性を高め、投資者に信頼される会計情報の提供」を推進方向として、企業、会計監査人および監督当局の3者の改善策を明示したものである。その全容は、次の図表3のようにまとめられている。

図表3 「会計の透明性および信頼性の向上のための総合対策」

推進方向		
“経営の透明性を高め、投資者に信頼される会計情報の提供”		
改善策		
	現行	改善
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査統制機能が不十分 ・内部告発の誘因・保護不足 ・内部会計管理制度〔内部統制報告制度：引用者〕の形式的運営 ・時間に追われた不十分な監査意見 ⇒ 粉飾会計の誘因が常に存在	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査機能の強化 ・内部告発を有効に誘導 ・内部会計管理制度の充実 ・事業報告書の提出期限の調整 ⇒ 粉飾会計の可能性の最小化
会計監査人	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人の選任プロセスにおける甲乙問題 ・監査内容・プロセスの説明不足 ・監査以外のサービスによる独立性の制限 ・低価格受注による投入時間不足 ⇒ 監査における不正を引き起こす監査	<ul style="list-style-type: none"> ・上場企業の監査人選任制度の改善 ・「監査上の主要な事項」(KAM)の拡大導入 ・監査以外のサービスの制限強化 ・標準監査投入時間の規定 ⇒ 監査の品質の向上・監査における不正の防止
監督当局	<ul style="list-style-type: none"> ・上場企業の会計監査人資格の不足 ・会計監理に長時間所要 ・会計不正に対する軽い制裁 ・開示および職員会計知識不足 ⇒ 会計不正に対する低い警戒心	<ul style="list-style-type: none"> ・上場企業の会計監査人登録制の導入 ・監理組織および権限の拡大 ・会計不正の制裁強化 ・開示の拡大・会計教育の強化 ⇒ 事前・事後の監督強化

すでに冒頭で述べたように、金融委員会・金融監督院は、2017年4月17日に「会計の透明性および信頼性の向上のための総合対策」（金融委員会・金融監督院 [2017b]）を最終確定し、公表した。この最終確定した総合対策は、先の「会計の透明性および信頼性の向上のための総合対策（案）」（2017年1月20日）の発表後、次の国会議員共同主催による討論会や公聴会などでの意見を踏まえて、「会計制度改革タスクフォース」での議論を経て最終確定したものである。

①2017年2月10日

キムグァンヨン 金寛永議員（国民の党）・パクチャンデ 朴贊大議員（共に民主党）・オムヨンス 嚴龍洙議員（自由韓国党）・ユドンス 柳東秀議員（共に民主党）・チュウォンヨル 崔運烈議員（共に民主党）の共同主管の「経済民主化のための会計の透明性向上」の討論会

②2017年2月27日

国会・政務委員会が主管した『『株式会社の外部監査に関する法律』改正に関わる国会公聴会』

③2017年3月3日

金融委員会、キムジョンソク 金鍾奭議員（自由韓国党）共同主催の『『会計の透明性および信頼性の向上のための総合対策』に関する公聴会』

注：2017年3月10日に朴権恵大統領が罷免されるまで、自由韓国党が政権与党であった。5月9日の大統領選挙で文在寅大統領が誕生したことで、共に民主党が政権与党となっている。

2 最終確定した「総合対策」による3者の改善策

最終確定した「会計の透明性および信頼性の向上のための総合対策」における改善策の主たる内容を、企業、会計監査人および監督当局の各観点から整理すると以下のとおりである。

(1) 企業の改善策

【企業の観点】一財務諸表作成についての内部管理の強化

1. 内部監査（監査役および監査委員会）による監視・統制の強化

- ・（内部監査の調査・措置）会計処理の違反に関わる内部監査の義務の明確化。
→ 内部監査役は会計不正を発見した際、外部の専門家（法務法人・会計法人など）を選任して調査・措置を行ない、その結果を証券先物委員会と会計監査人に同時に提出する。
- ・（開示の強化）内部監査役と外部監査人との間の監査方式の協議・情報交換が活性化するように、コミュニケーションの内容と頻度について開示を義務化する。

2. 企業の内部告発の活性化

- ・（褒賞金の引き上げ）企業が意図的に隠蔽する会計不正を摘発するのに最も効果的な内部告発の褒賞金の上限を、現行の1億ウォンから10億ウォンに引き上げる。
- ・（内部告発者の保護）内部告発者に不利益な扱いをした企業に対する過料の賦課水準を引

き上げ（現行の3,000万ウォン以下から5,000万ウォン以下に）、責任者の刑事処罰の根拠規定（2年以下の懲役または2,000万ウォン以下の罰金）を新設する。

3. 内部会計管理制度の実効性の向上

- ・（会計監査人の認証水準の強化）企業（上場企業および資産総額1,000億ウォン以上の非上場企業）の内部会計の適正性を向上するための「内部会計管理制度」について、会計監査人の認証水準を現行の「レビュー」水準から「監査」に引き上げる。ただし、資産総額2兆ウォン以上の上場企業から導入し（2018年監査報告書）、すべての上場企業に段階的に拡大する（資産総額5,000億ウォン以上の上場企業：2020年導入検討、資産総額1,000億ウォン以上の上場企業：2022年導入検討、対象企業全体：2023年導入検討）。
- ・（代表取締役の報告義務の強化）内部会計管理制度の運営実態について、現行のような別の常勤取締役ではなく、代表取締役が取締役会・監査役および株主に直接報告することとする。
- ・（会計担当者の管理）内部会計の担当取締役・従業員を韓国上場会社協議会・KOSDAQ協会に登録・管理し、担当者の責任および教育などを通じて能力を向上させる。

4. 事業報告書および監査報告書の提出期限についての制限的認可 ⇒ 修正あり

- ・現在、事業年度経過後90日と規定された金融委員会・取引所への事業報告書・監査報告書の提出期限を、企業－会計監査人の意見の相違の調整、監査資料の追加確認の必要などによって多くの時間を要する場合、限定的に延期を認める。ただし、投資家に財務情報が適時に提供されることも重要なため、別の手続きと要件も適用する。

手続き：①制限期限の延期のために、企業と会計監査人との事前協議が必要

②企業が金融監督院にあらかじめ（提出期限の7日前）提出期限の延期計画を届け出

③遅延の事由をあらかじめ開示

要件：①延期を認める期間は5営業日に制限

②当該銘柄が期間延期中であることを投資家等にわかるようにする（電子情報システム DART（金融監督院提供）/KIND（韓国取引所提供））

③期限延期は年1回に制限

(2) 会計監査人の改善策

【会計監査人の観点】－監査の品質向上

1. 上場会社の会計監査人指定の拡大

<職権指定制の拡大>

- ・証券先物委員会において1つの会計法人を選び、企業の会計監査人として指定する現行の指定制（職権指定）の指定事由を追加する。

①取引所の規定上の開示の不履行、開示の覆し・変更等で不正な開示企業として指定された上場企業 ⇒ 修正あり

②粉飾会計で解任勧告（制裁終了後5年以内）を受けた役員または一定額以上の横領・

背任の前歴のある役員がいる上場企業（再就職を含む）

- ③内部告発者に不利益な扱いをした企業，選択指定対象企業のうち，会計監査人の事前入札の確認などの不正行為を摘発された企業

<選択指定制の導入>

- ・（運営方式）上場企業が自社の会計監査人になることを希望する会計法人を3法人提示すれば，証券先物委員会がそのうちの1法人を指定する「選択指定制」を導入する。
- ・（指定対象）次の要件のいずれかに該当する上場企業。
 - ①（経済的影響）国民経済への影響，公共性を考慮 → 大規模な企業集団（資産総額5兆ウォン以上）の子会社，金融会社
 - ②（脆弱性）比較的粉飾会計に脆弱な要因があると判断される場合
 - i)（ガバナンス）所有と経営の未分離，度重なる最大株主の変更
 - ii)（財務状況）最近の少額公募／最大株主等の資金貸付／資産譲渡が頻発している企業
 - iii)（その他）投資注意喚起銘柄（KOSDAQ），監査前財務諸表の遅延提出，同業種・類似規模の企業に比べて監査時間が著しく少ない企業 ⇒ 追加あり
 - ③（会計の透明性の注意業種）証券先物委員会が定める「会計の透明性の注意業種」に属する上場企業（例：受注産業）
- ・（例外）選択指定対象に該当しても，以下の事由は例外を認める。
 - ①証券先物委員会が定める外国証券取引所に有価証券を上場した企業。ただし，相当水準の会計の透明性が確保されている企業に限って，上場が可能と認められる取引所 → ニューヨーク証券取引所，ロンドン証券取引所等
 - ②外資導入契約に基づいて会計監査人を限定している場合。ただし，100ヵ国以上の加盟国を保有する国際的な会計法人に限る。
- ・（推奨方式）選択指定対象企業は「会計監査人推薦委員会」（現行の会計監査人選任委員会の構成と同じ）を構成し，当該委員会で推薦した会計監査人候補を証券先物委員会に提出する。

企業が会計監査人を推薦する際，監査報酬の事前協議を禁止し，企業の規模に比べて品質が低い会計法人を推薦する場合，再提出の要請後，必要に応じて職権指定または優先監理対象にするなどの追加措置を設ける。
- ・（施行時期）法施行後2年の経過期間を設けて施行するが，「6年自由選任＋3年指定」の原則を適用する。

企業ごとに6年自由選任の終了時点で選択指定対象に該当するかを確認し，該当する際は，3年間指定された会計監査人が監査を行なう。⇒ 追加あり

2. 「監査上の主要な事項」（KAM）の拡大導入

- ・受注産業に適用（2016年7月～）している「監査上の主要な事項」を企業規模を考慮してすべての上場企業に段階的に拡大導入する（監査委員会設置義務企業（資産総額2兆ウォン以上の上場企業）にまず適用 [2018年事業報告書～（2019年作成）] → 資産総額5,000億ウォン以上 [2020年事業報告書～] → 資産総額1,000億ウォン以上 [2020年事業報告書]

→ 有価証券市場・KOSDAQ 全体 [2023年事業報告書~])。

3. 監査以外のサービスの制限拡大などの独立性の強化

・監査以外のサービス（コンサルティングなど）を受任するために会計監査人が監査過程で〔甲乙関係での：引用者〕「乙」の位置に立たないように、監査中に企業に対する「監査以外のサービス禁止」対象を先進国（アメリカ・EU）と同じ水準に拡大する。

①監査以外のサービス禁止対象業務を追加する。

- i) 買収目的の資産などの実査・価値評価の業務
- ii) 資金調達、投資関連の斡旋および仲介の業務
- iii) 経営者の役割や意思決定を伴う業務

②併せて、監査対象企業だけではなく、連結実体基準を拡大し、親会社の会計監査人は子会社の監査以外のサービスの実行を制限する。⇒ 修正あり

4. 適正な監査投入時間の規定

・一定水準以上の監査時間を確保することによって正常な外部監査が行なわれるように、韓国公認会計士会で標準監査時間に関わるガイドラインを提示する。

さまざまな企業の事情（資産規模・業種など）を考慮して監査に必要な時間を定め、これを自主規制で運営する（自主規制についての法的根拠の策定を推進）

(3) 監督当局の改善策

【監督当局の観点】一事前的・事後的な監督の強化

1. 上場会社の会計監査人登録制の導入

・上場企業の外部監査は十分な監査能力を有する会計法人だけができるように会計監査人の登録制度を設ける。

品質管理システムの構築など、基本要件を定め、これを充足する会計法人は上場企業の会計監査人として登録できるようにするが、事後的に要件を満たさない場合、上場企業の会計監査人の登録を取り消す。監査における不正により投資家に被害をもたらすなど、監理の結果、一定以上（例：重要度Ⅲ以上）の制裁を繰り返し受けた会計法人の登録を取り消す。

会計監査人を指定する際にも、登録された会計監査人だけ指定を受けることができるようにする。

2. 金融監督院の監理制度の改善

・すべての上場企業に対して10年ごとに全数監理を実施し、とくに会計監査人の指定（職権指定／選択指定）を受けていない企業については6年以内に優先して監理を実施する。10年ごとの全数監理のために必要な金融監督院の実務人材を拡充するなかで、より効果的な監理のための監理権限の強化推進を併せて行なう。

3. 粉飾会計・監査における不正に対する制裁強化

・（企業の役員）役員の職務停止の新設、解任権告示を併科し、職務停止期間内に解任されない場合、停止の延長および指定・監理などを別途措置する。

・（課徴金）企業・会計監査人・個人に対する課徴金もそれぞれ大幅に引き上げる。

- ①（企業）課徴金の賦課限度の廃止（粉飾額の10%とし、20億ウォン超過時は20億ウォン → 粉飾額の20%とし、上限廃止）
 - ②（会計監査人）課徴金の賦課基準の引き上げおよび限度の廃止（資本市場法上の監査報酬の2倍 → 5倍、20億ウォンを限度 → 廃止）
 - ③（個人）粉飾会計が監査役の故意・重過失による内部統制の不正による場合、監査役（監査委員を含む）に対しても課徴金を賦課
 - ④（賦課の時効）課徴金の賦課の時効を現行の5年から8年に延長し、監理が開始された場合、時効の進行を停止。
- ・（刑事罰）現行の5年～7年以下の水準の懲役期間を10年以下とし、5,000万ウォン～7,000万ウォン以下の水準の罰金も不当利得の1～3倍以下に引き上げるなかで、懲役・罰金を強制的に併科することを推進する。
 - ・（没収・追徴）不正請託・金品授受または虚偽の財務諸表の作成・開示によって不当利得を得た場合、強制的に没収・追徴する。
 - ・（損害賠償責任の強化）損害賠償の時効適用期間を3年から8年に延長する。
4. 開示義務および会計教育の強化
- ・（開示義務の強化）企業の財務諸表の作成義務および会計監査人の監査の品質の関わる開示機能を積極的に活用した会計の透明性を確保する
 - ・（会計教育の強化）会計関連機関が参加する会計教育協議会〔金融委員会・韓国会計基準院（共同主管）、金融監督院、韓国公認会計士会、韓国上場会社協議会、KOSDAQ協会、大韓商工会議所等：引用者〕を通じて、教育コンテンツの共有、共同プログラムの作成など、会計教育を活性化する。

注：「修正あり」、「追加あり」の内容については、本文にて後述する。

出所：金融委員会・金融監督院 [2017b], pp. 2-10 をもとに整理のうえ作成。

3 「総合対策」最終確定時の規定の修正と追加（補完）

この最終確定した「会計の透明性および信頼性の向上のための総合対策」は、企業、会計監査人および監督当局の3者の観点からそれぞれ4つの改善策のもとでまとめられているが、これらは、金融委員会・金融監督院が2017年1月20日に公表した「会計の透明性および信頼性の向上のための総合対策（案）」とおおむね同じである。ただし、最終確定した「会計の透明性および信頼性の向上のための総合対策」は、公聴会などでの意見を踏まえて、とくに「総合対策（案）」における企業の観点と会計監査人の観点からの改善策にいくつの修正ないし追加（補完）を施している（上記の改善策のなかで「修正あり」「追加あり」と記載した箇所。金融委員会・金融監督院 [2017b], pp. 3-5, pp. 7-8）。

たとえば、企業の観点からの第4の改善策である「事業報告書および監査報告書の提出期限についての制限的認可」において、事業報告書・監査報告書の提出延期方式を改善している。これは公聴会で示された「投資家保護の次元から提出の延期が必ず必要な場合、

より厳格な条件のもとで制限的に認める必要がある」という意見を踏まえ、事業報告書・監査報告書の提出延期は、会計監査人が直接提出期限の延期事由を作成する場合に限ると修正している。

とりわけ修正と追加（補完）が集中したのは、会計監査人の観点からの改善策に対してである。

- ①第1の改善策である「上場会社の会計監査人指定の拡大」での職権指定制の拡大のなかで、その指定事由を追加し、不正な開示企業の指定対象の罰則の基準点数を緩和した（開示に関わる罰則の基準点数表は、図表4のとおりである）。

図表4 開示に関わる罰則の基準点数表

重要性	動機	故意	重過失	過失	単純な錯誤
重大な違反		10点	8点	6点	4点
通常違反		8点	6点	4点	2点
軽微な違反		6点	4点	2点	0点

出所：金融委員会・金融監督院 [2017b], p. 4.

罰則基準の減点4点は、「過失」による「通常違反」に課される。しかし、些細なミスや業務上の軽微な過失によって開示不正になることもあるため、「罰則基準の減点4点以上」は職権指定制の基準としては重すぎるという公聴会での意見を踏まえて、故意による開示の不正や開示規定の重大な違反の際に職権指定制を指定できるように、当初の「総合対策（案）」での罰則の基準点数を4点から「8点（1件当たり）以上」に緩和している。

なお、この罰則の基準点数の緩和については、「些細なミスや軽微な過失が大きな粉飾の始まりになる」とする青年公認会計士会による批判がみられる（2017年4月18日）。

- ②同じ改善策での選択指定制の導入のなかで、指定対象の脆弱性の要件（その他）に新規上場企業を追加した。

というのも、上場予定企業は会計監査人の指定を受けているが、上場後に自由選択（自由受任）にすぐに切り替えることができる。そのため、選択指定を通じて、指定会計監査人の間での相互検証を推進し、新規上場企業に対して会計の透明性を強化することを狙ったものである。ただし、新規上場企業は上場予定段階で会計監査人の指定監査を受けることを考慮して、選択指定監査期間は1年に短縮している。

- ③選択指定制に関わる指定基準と運営手続きを追加した。

具体的には、①選択指定対象である支配・従属会社が同じ会計法人を会計監査人として指定を受けることを希望する場合、支配・従属会社は同一の会計監査人を指定できること、②選択指定制が適用される事業年度の直近事業年度の終了前に選択指定を完了すること、③前期と当期の会計監査人間で意見の相違が生じた場合の対応として、協議手続きについて明確な指針を提供すること（韓国公認会計士会による「前期誤謬修正の実務指針」と独立性を有する協議・調整機関（韓国会計基準院（KAI）・韓国公認会計士会による機関）を設置することである。

- ④第3の改善策である「監査以外のサービスの制限拡大などの独立性の強化」のなかで、監査開始前にサービスが終わる会計法人に限り会計監査人候補に含めることができることとし、指定前から行なっているサービスは提供できることとする一方、会計監査人候補の構成を容易にできるように修正を施した。この修正も公聴会での意見を反映したもので、監査以外のサービスのほとんどをビッグ4に依存する大規模上場企業は、会計監査人候補の構成が困難であるとの指摘によるものである。

おわりに

今般の「会計改革・先進化3法」の立法化ないし規制措置に向けたそもそもの要因は、一連の企業の会計不正と会計監査人による監査の失敗にある。その立法化ないし規制措置に大きな役割を果たしたのがアカデミックを代表する学会の報告書である。もちろん、この学会報告書は「会計制度改革タスクフォース」による検討作業の一環として、監査業界と産業界からの委託による研究成果ではあるが、基本的に独立性が求められる学会が果たした役割は刮目に値する。

社会システムの信頼を喪失させ、機能不全に陥ることもある企業の会計不正や会計監査人による監査の失敗は、洋の東西を問わず頻発している。「会計改革・先進化3法」の立法化ないし規制措置は、会計改革に向けた制度設計において、アカデミアを代表する学会が果たす役割を窺い知る好例を示している。

参考文献

【韓国語】

金融委員会 [2016], 『『회계제도 개혁 T/F』 제 1 차 Kick-Off 회의 개최』, 2016年8月17日, 付録。

金融委員会 [2017a], 보도자료 『『튼튼한 경제』 분야, 기재부 등 5 개 부처 합동 업무보고』, 2017年1月5日。

金融委員会 [2017b], 보도자료 『2017 년 금융위원회 업무보고 상세 브리핑①—5 대 중점과제』

- 를 중심으로 금융개혁을 상시적으로 추진하겠습니다], 2017年 1月12日。
- 金融委員會 [2017c], 보도자료 「2017년 금융위원회 업무보고 상세 브리핑⑤」, 2017年 1月17日。
- 金融委員會·金融監督院 [2017a], 「회계 투명성 및 신뢰성 제고를 위한 종합대책」, 2017年 1月20日。
- 金融委員會·金融監督院 [2017b], 보도자료 「『회계 투명성 및 신뢰성 제고를 위한 종합대책』 최종 확정」, 2017年 4月17日。
- 『매일경제』 [2017], 「아직도 대기업은 ‘슈퍼甲’ 회계법인은 ‘丙」, 2017年 2月 5日。
- 『연합뉴스』 [2016], 「‘분식회계’ 대우조선 이종장부 관리했다…회계사 눈감아 (종합)」, 2016年10月28日。
- 『Chosun Biz』 [2015], 「대우건설 조사 2년만에 마무리…분식회계 규모 3896 억으로 확정 (종합)」, 2015年 9月23日。
- 韓國會計學會 [2016], 「회계투명성 향상을 위한 회계제도 개선 방안」, 2016年12月。
- 韓國會計學會 [2017], 박권추 (금융감독원) : 특별세션 「대형분식회계, 무엇이 문제인가? — 대형분식회계의특징과 향후 감독방안—」, 2017韓國會計學會夏季國際學術大會資料, 2017年 6月15日。
- 『한겨레』 [2014], 「모뉴엘, 3 조 2 천억 수출사기…매출 90%가 ‘가짜」, 2014年10月31日。

【日本語】

- 杉本徳栄 [2011], 「国家政策としての韓国のIFRS導入と会計業界の対応」, 『週刊経営財務』 第3021号, 2011年 6月27日。